

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
複合多重化装置(2形)修繕 1式	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 高知県情報通信部長 大和 卓晃 中国四国管区警察局四国警察支局 高知県情報通信部 高知県高知市丸ノ内二丁目4番30号	令和5年5月1日	大井電気株式会社 大阪支社 大阪府吹田市江坂町1丁目21-39	2020001019746	会計法第29条の3第4項 公募を実施した結果、他に応札者がなかったため。	-	4,812,456	-					
デジタルヘリコプターテレビ用機上設備保守点検委託 1式	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 香川県情報通信部長 山下 等 中国四国管区警察局四国警察支局 香川県情報通信部 香川県高松市番町四丁目1番10号	令和5年6月14日	株式会社東通インターナショナル 東京都千代田区九段北2丁目3番6号	4010001080417	会計法第29条の3第4項 公募を実施した結果、応札者がなかったため	-	5,775,000	-					
デジタルヘリコプターテレビ用固定形自動追尾受信設備保守点検委託 1式	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 香川県情報通信部長 山下 等 中国四国管区警察局四国警察支局 香川県情報通信部 香川県高松市番町四丁目1番10号	令和5年6月27日	株式会社日立国際電気 東京都港区西新橋2丁目15番12号	2010001098064	会計法第29条の3第4項 公募を実施した結果、応札者がなかったため	-	2,002,000	-					
デジタルヘリコプターテレビ用機上設備保守点検業務委託 1式	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 愛媛県情報通信部長 今田 吉彦 中国四国管区警察局四国警察支局 愛媛県情報通信部 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和5年6月29日	池上通信機株式会社 大阪支店 大阪府吹田市広芝町9番6号	6010801000811	会計法第29条の3第4項 公募を実施した結果、応札者がなかったため。	-	6,634,584	-					
デジタルヘリコプターテレビ用機上設備(カメラ部2)診断 1式	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 高知県情報通信部長 大和 卓晃 中国四国管区警察局四国警察支局 高知県情報通信部 高知県高知市丸ノ内二丁目4番30号	令和5年7月27日	池上通信機株式会社 大阪支店 大阪府吹田市広芝町9番6号	6010801000811	会計法第29条の3第4項 公募を実施した結果、他に応札者がなかったため。	-	1,198,560	-					
衛星通信用IP端局設備等現地調整作業委託	支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 会計課長 山上 智幸 中国四国管区警察局四国警察支局 香川県高松市サンポート3番33号	令和5年9月22日	日本電気株式会社メディア統括部 東京都港区芝5丁目7番1号	7010401022916	会計法第29条の3第4項 公募を実施した結果、応札者がなかったため	-	5,780,940	-					
デジタルヘリコプターテレビ用機上設備修繕作業委託	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 愛媛県情報通信部長 今田 吉彦 中国四国管区警察局四国警察支局 愛媛県情報通信部 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和5年10月6日	池上通信機株式会社 大阪支店 大阪府吹田市広芝町9番6号	6010801000811	会計法第29条の3第4項 公募を実施した結果、応札者がなかったため。	-	2,923,800	-					

デジタルヘリコプターテレビ用機 上設備(カメラ部2)修繕	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 高知県情報通信部長 大和 卓晃 中国四国管区警察局四国警察支局 高知県情報通信部 高知県高知市丸ノ内二丁目4番30号	令和5年12月11日	池上通信機株式会社 大阪支店 大阪府吹田市広芝町9 番6号	6010801000811	会計法第29条の3第4項 公募を実施した結果、他に応札 者がなかったため。	-	8,891,520	-									
---------------------------------	---	------------	--	---------------	---	---	-----------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。